

新型コロナウイルス対策のための一部テレワーク(在宅勤務)実施のお知らせ(その 2)
(テレワーク(在宅勤務)実施事業所に原町事業所、名古屋ステーションを追加)

2020 年 4 月 17 日
日本オートマチックマシン株式会社

当社は、4月8日に発令された政府の7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象とした緊急事態宣言を受けて、対象となる都府県の事業所において一部テレワーク(在宅勤務)を実施しています。

4月16日に新たに40道府県が緊急事態宣言の対象となり、全都道府県に拡大されたことに伴い、原町事業所、名古屋ステーションにおいても一部テレワーク(在宅勤務)を実施することとしましたのでお知らせします。

テレワーク(在宅勤務)実施期間中も通常どおり業務を行います。FAXのご利用は極力控えていただき、営業担当者ならびに業務担当者へメールにてご連絡、お問合せいただけますようご協力をお願いします。担当者がテレワーク(在宅勤務)の場合は、お問い合わせの回答に時間がかかる場合がございますので予めご了承をお願いします。

お取引先、関係者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間
2020年5月6日(水)まで
※状況により延長することがあります
2. 対象事業所
(4月20日(月)から実施する事業所)
原町事業所、名古屋ステーション

(既に実施している事業所)
本社、横浜事業所、大阪ステーション、福岡ステーション、熊谷営業所
3. 対象者
営業担当者、内勤事務担当者のうちテレワーク(在宅勤務)可能な従業員
・担当者への携帯電話、メールは通常どおり対応可能です
・対象事業所のテレワーク(在宅勤務)は全員ではありませんので、固定電話は対応可能です
担当者がテレワーク(在宅勤務)の場合は、折り返し電話を差上げます
4. 問合せ先
お問合せ・ご不明な点等は、担当者の携帯に電話をいただくか、当社ホームページ掲載の「お問合せ窓口一覧」の担当部門までご連絡ください。

以上